

平成 30 年 3 月 1 日

## 「雇用保険・年金等相談コーナー」アドバイザー委嘱者募集について

### 1 委嘱人数

ハローワーク長野 1名          ハローワーク松本 1名

### 2 アドバイザー委嘱条件

#### (1) アドバイザーは、以下のアからウの要件を具備する者とする

ア 社会的信望があり、年金、健康保険、雇用保険に関する業務に深い関心と理解を有する者。

イ 社会保険労務士の資格を有している者であって、年金及び健康保険の相談に係る実務経験を1年以上有する者。

ウ アドバイザーに委嘱されることにより自己の利益を図り又は政治的に利用しようとする者でないこと。

なお、「年金マスター研修修了者」が望ましい。

#### (2) 委嘱期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### (3) 謝金額（平成 29 年度 現在額）

1 時間あたり 1, 8 9 9 円    1 日 7.5 時間の場合 1 4, 2 4 3 円

#### (4) 活動日

長野、松本の公共職業安定所の所長の定める日とするが、原則として長野所は週 2 日一日 4 時間、松本所は週 1 日一日 7.5 時間とする。

### 3 アドバイザーの職務

アドバイザーはハローワーク窓口において以下の相談を行う。

- (1) 老齢厚生年金と雇用保険失業給付基本手当、高年齢者雇用継続給付との併給調整に関する相談。
- (2) 非自発的失業者に係る国民健康保険料（税）の軽減措置に関する相談。
- (3) その他、(1)(2)により付随的に生じる年金、健康保険に関する相談。

#### 4 守秘義務等

アドバイザー及びアドバイザーであった者は、国家公務員法の定めるところによりその職務上知ることが出来た秘密を漏らしてはならない。

また、アドバイザーは、国家公務員法に規定する政治行為をしてはならない。

#### 5 アドバイザーの解嘱

長野労働局長は、アドバイザーから申し出があった場合、又はその者にアドバイザーとしてふさわしくない非行があったときは、アドバイザーを解嘱することが出来る。

#### 6 他機関との連携

アドバイザーは、相談業務を行うにあたり、日本年金機構年金事務所等関係機関と連携を図ることとする。

そのため、アドバイザーを委嘱後、速やかに公共職業安定所による雇用保険制度についての研修、日本年金機構年金事務所との実務打合せ、都道府県または市町村による研修を行う。

#### 7 募集期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）～平成 30 年 3 月 9 日（金）【書類必着】

#### 8 応募方法

事前連絡のうえ応募希望先を明記いただき、それぞれ

ハローワーク長野	〒380-0935	長野市中御所 3-2-3	管理次長宛
			電話 026-228-1300
ハローワーク松本	〒390-0828	松本市庄内 3-6-21	次長宛
			電話 0263-27-0111

に、「履歴書（写真添付）」、「年金・健康保険に係る相談経歴」をご提出ください。  
（郵送可、ただし応募期間内必着）

#### 9 選考および結果について

選考日については別途通知いたします。また応募書類につきましては委嘱者以外の方はご返送いたします。

#### 10 不明点、詳細についてのお問合せは

長野労働局 職業安定部 職業安定課雇用保険係 北森までお願いいたします。  
(TEL 026-226-0865)